## 鳥取労働局労働災害防止推進計画(第11次)

#### 1 推進計画のねらい

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものである。

労働者の安全と健康の確保を目的とする労働安全衛生法においては、事業者が遵守すべき最低基準を示すだけでなく、積極的に労働者の安全と健康を確保する措置を講ずることを求め、また、労働者に対しても必要な事項の遵守や事業者の安全衛生に関する措置への協力に努めなければならないとしている。

事業者、労働者をはじめ関係者においては、本計画の趣旨や対策の内容をご理解いただき、自ら積極的に労働安全衛生の水準の向上に努めることを求めるものである。

## 2 労働災害を巡る動向

#### (1)産業・就業構造、産業現場等の変化

近年の労働災害の発生状況については、鳥取県においても産業構造、就業構造、産業現場の変化等が大きな影響を及ぼしている。産業構造については、1990年代後半からの景気の低迷に伴う製造業の生産活動の減退、建設事業の縮小等の一方で、国民生活の多様化等により、サービス業等の第三次産業の拡大が認められる。

就業構造においては、産業構造の変化に伴い、業種ごとの労働者の増減が生じており、非正規雇用の拡大による就業形態の多様化、労働時間分布の長短二極化等が認められる。また、定年年齢の引上げ等により、高年齢労働者が増加し、その就職率は高まっている。さらに、女性の雇用者数は増加傾向にあり、少子化への対応の観点からも母性健康管理が重要となっている。

一方、産業現場においては、生産工程の多様化、複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入される等、事業場内の危険・有害性が多様化している。

このほか、これまで現場の安全衛生を支えてきた団塊の世代の大量退職、非正規雇用労働者の増加等により安全衛生のノウハウがうまく伝承されないことが懸念されており、加えて、経験年数の短い労働者が増加していること等にも適切な対応が求められている。

このような急激な変化は、事業場の安全衛生への取組、労働者の安全衛生意識、職場における安全衛生水準に様々な影響を及ぼすことから、これらの社会情勢の変化に 留意しつつ安全衛生対策を展開していく必要がある。

さらに、国際的には、国際労働機関(ILO)において、労働者の安全と健康の確保は、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向けた課題の1つとして位置付けられている。

## (2)鳥取県内における労働災害の動向

鳥取県内における労働災害は、別添「鳥取労働局における労働災害の現状」のとおりである。

#### 3 本計画の基本方針

鳥取労働局では、以上の基本認識の下に、厚生労働大臣が策定した労働災害防止計画 を基本とし、鳥取県における第 11 次労働災害防止推進計画を策定する。

## (1) 労働災害につながるリスクを減少させるための対策の推進

死傷災害を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」(以下「リスクアセスメント」という。)が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。

## (2) 重篤な労働災害を防止するための対策の充実

死亡災害等の重篤な災害の一層の減少を図るため、これらの災害が多く発生している作業、機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、必要な対策の充実を図る。

特に、当局においては第10次防期間中の死亡災害の約4割が交通事故で占められていることから、改正された交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図る。また、鳥取労働局では平成元年から死亡災害の撲滅等を主眼に労働災害防止団体等と連携し「ゼロ災55無災害運動」を展開しており、本運動を通じ自主的な災害防止の取組を促進する。

# (3)重点項目について

鳥取県内の実態に即してより有効な施策を優先順位をつけ重点的に実施することで、効率的な労働災害防止対策を推進する。特に重点的に取組む項目は、対策項目に( )を付したものとする。

## (4)目標の設定、計画的な実施等による対策の的確な推進

本推進計画における目標の設定と対策の推進については、計画的な行政運営及び評価等を行い、適宜計画を見直す等により、より効果的な推進を図る。

#### 4 計画期間

平成20年度を初年度とし、平成24年度までの5カ年計画とする。

## 5 計画の目標

- (1) 死亡者数について、第11次防期間中において、第10次防期間中の総件数(48人)を20%以上減少させる。
- (2) 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させ

る。

目標達成のため、平成20年から24年の間における、各年の死傷者数は次の数値以下とする。

(平成 20 年 540 人、平成 21 年 535 人、平成 22 年 518 人、平成 23 年 501 人、平成 24 年 483 人)

(3) 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少させる。

を目標とする。

#### 6 労働災害防止対策の重点

計画の目標を達成するため、以下の対策を重点的に実施する。

なお、具体的な対策の推進に当たっては、平成20年3月19日付け基発第0319 001号「労働災害防止計画の推進について」の別紙「業種別労働災害防止対策」を参 考の上、管内状況等に応じて重点とする事項を選択して実施する。

### (1) 自主的な安全衛生活動の促進対策()

- ア 中小規模事業場に対するわかりやすいリスクアセスメントを用いた災害防止対策 手法の導入支援と指導を行う。
- イ 事業場における安全衛生水準の向上のため、規模30人以上の事業場及び規模の 如何を問わず災害多発業種、災害発生事業場に対して安全衛生管理活動計画書の作 成指導・支援を実施し、自主的な安全衛生管理活動の定着を図る。
- ウ リスクアセスメントの実施が義務づけられている製造業等の事業主に対し、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進を図るため、具体的な実施方法等情報提供を行い、リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる。
- エ 化学物質を使用する全ての事業主に対して、化学物質におけるリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進を図るため、化学物質等安全データシート(MSDS)等の活用を図ること等を周知し、化学物質におけるリスクアセスメントの実施率を着実に向上させる。
- オ 事業場規模100人以上の事業場を中心に、労働安全衛生マネジメントシステム の導入を働きかける。
- カ 労働者の安全と健康を最優先する「安全文化」について、企業トップをはじめ企業全体への浸透を図る。

## (2)全業種に係る共通の対策等()

- ア 労働災害が多発又は重篤度の高い労働災害が発生している機械等の安全対策について、必要な指導を行い、機械災害の更なる減少を図る。
- イ 墜落・転落災害防止対策について、災害が多い足場、建築物における作業、荷役 に係る作業等における墜落・転落災害防止対策を中心に必要な指導を行い、墜落・

転落災害の更なる減少を図る。

- ウ 労働者に対する健康診断について、労働者の自主的な取組を促進するとともに、 「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく措置の徹底 等により、健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる。
- エ 過重労働による健康障害防止対策を着実に推進するとともに、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を増加させる。
- オ 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底等により、交通労働災害の減少を図る。

#### (3) 労働災害多発業種対策()

特に、転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策(リスクアセスメントの実施を含む。)を推進し、災害発生要因を取り除く。

#### ア 製造業対策

10次防期間中の製造業における災害のうち31.5%が、はさまれ・巻き込まれ災害であり、主として、その災害防止対策を引き続き推進する。

リスクアセスメントについて、本省から示されている指針、作業ごとのマニュアル の普及を図る。

また、派遣労働者や請負業者に雇用される労働者が増加しており、「製造業における 元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の周知・普及を図るなど、それらに対する災害防止対策の徹底を図る。

派遣労働者については、関係法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の徹底を図る。

特に、機械災害が多発している食料品製造業、木材木製品・家具装備品製造業において以下の対策を実施することとする。

### (ア) 食料品製造業対策

「食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン」及び「食品包装機械の労働 災害防止対策のガイドライン」に基づく機械の安全化の促進、並びに使用時の安全 の確保を図る。

# (イ) 木材木製品・家具装備品製造業対策

木材加工用機械については、「木材加工用機械災害防止総合対策」における実施事項を確実に実施させ、特に、「機械の包括的な安全基準に関する指針」「木材加工作業におけるリスクアセスメント」の普及を図る。

#### イ 建設業対策

依然として、災害の35.8%を墜落災害が占めており、引き続き、墜落・転落災害防止対策を中心に、重機災害防止対策、重大災害となる危険性の高い、崩壊・倒壊、等の防止対策を推進する。「建設業における総合的労働災害防止対策」の周知・徹底、災害防止団体を通じての労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の普及促進、

- リスクアセスメントの実施を中心に以下の対策を推進する。
- (ア) 元方事業者を中心とした安全衛生管理体制を確立し、活動を展開させるとともに、各種作業主任者等の選任と職務の履行の徹底を図る。中小規模工事現場については、業界団体が行う現場代理人等に対する研修に協力する等により、工事現場で安全衛生管理が確実に行われるための対策を推進する。
- (イ) 建設業における災害の多数を占める墜落・転落災害を防止するため、足場、 手すり、昇降設備等の設置及び安全帯の使用の徹底を図るとともに、足場の組立・ 解体時の災害を防止するため、「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知等、 手すりを先行する足場組立工法の普及・定着を推進する。
- (ウ) 木造家屋等低層住宅工事については、「足場先行工法」は普及してきているが、まだ、先行足場の施工が適切でない現場が多く見受けられるので、適切な施工の普及・定着を図るとともに、屋根等の専門工事業者が自ら墜落防止措置の徹底を図るよう働きかけを行う。また、鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会において、墜落防止措置の徹底について会員相互にチェックし合う体制を構築する。
- (エ) 建設機械災害防止対策として、クレーン機能付きドラグショベルの一層の普及、危険区域内の立入禁止、誘導者の配置等の徹底を図る。
- (オ) 小規模の上下水道等工事における地山の崩壊等による災害の防止のため、「土 止め先行工法」の普及・定着を図る。
- (カ) 工事の発注段階における安全衛生を確保するため、発注者に対し、適正な工法・工期、十分な安全衛生対策経費の計上等について要請を行うとともに、発注者による安全衛生への配慮の促進として、公共事業等の調達制度において労働安全衛生マネジメントシステム等に対する取組を評価する制度の導入促進を図る。

#### ウ 陸上貨物運送事業対策

墜落・転落災害が30%以上を占めていることから、引き続き、墜落・転落災害防止対策と、交通労働災害防止対策等を推進する。

- (ア)「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の周知徹底による長時間労働を原因とする交通労働災害の防止及び改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」の徹底による交通労働災害防止対策の推進を図るとともに交通 K Y T (危険予知訓練)を用いた教育の推進を図る。
- (イ)陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部が実施する交通労働災害防止個 別指導の活用を図る。
- (ウ)荷役作業における墜落・転落災害が多いことから、適切な墜落・転落防止措置 の徹底を図る。

#### 工 林業対策

死傷者数は減少したが、第10次防期間中に伐木作業を中心に死亡災害が4件発生 したことから、伐木作業に係る安全対策の徹底を図る必要がある。 また、作業ごとのマニュアルの活用等により、「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。

#### 才 第三次産業対策

卸・小売業、社会福祉施設、廃棄物処理業等労働災害の多発している業種について、 事業者団体、業種別団体と協力して、業種別モデル安全衛生管理規定、労働災害防止 のためのガイドライン等を活用した対策を推進する。

- (ア)経営者の安全衛生意識の高揚を図るため、各事業者団体による安全衛生に関する 自主的な協議・検討会の開催、労働災害防止団体等の実施する安全衛生講習会の受 講を勧奨する。
- (イ)安全衛生管理対策を推進させるため、リスクアセスメントの実施の促進を図る。
- (ウ)フォークリフト等の荷役運搬機械による災害を防止するため、有資格者による運転等、安全対策の徹底を図る。
- (工) 改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図るととも に交通 K Y T (危険予知訓練)を用いた教育の推進を図る。
- (オ)労働災害防止のための行事である「安全の日」「ゼロ災55無災害運動」に積極的に参加するよう事業者団体に働きかける。

#### 7 職業性疾病予防対策の重点

職業性疾病対策については、引き続き以下の対策を推進する。なお、石綿障害予防対策については、その重要性に鑑み、解体作業等における対策の徹底等について、鳥取県との連携を強化する。

- (1)石綿障害予防対策について、製造等の全面禁止の措置の徹底、解体作業等における ばく露防止対策の徹底、離職者の健康管理対策の推進を重点に必要な措置を講じる。 ()
- (2)腰痛の防止を図るため、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策を推進する とともに、健康診断の受診勧奨を行う。()
- (3) 粉じん障害を防止するため、第7次粉じん障害防止総合対策により防止対策を推進 する。
- (4) 化学物質におけるリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進を推 進する。
- (5)酸素欠乏症や特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等による中毒等の防止対策を推進する。
- (6) 有害な化学物質等へのばく露の低減を図るため、適正な作業環境測定の実施及びその測定結果に基づく作業環境改善等の徹底を図る。
- (7) 有害な化学物質等へのばく露に対する健康管理を促進するため、特殊健康診断実施 の徹底を図る。

- (8)熱中症について、適切な予防対策の徹底を図る。
- (9)騒音障害の防止を図るため、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく対策を 推進するとともに、健康診断の受診勧奨を行う。
- (10)振動障害防止対策については、チェーンソー等を使用する業種等を重点対象とした対策を推進するとともに、健康診断の受診勧奨を行う。
- (11) VDT作業における健康障害の防止を図るため、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の普及・定着を図る。

#### 8 労働者の健康確保対策の重点

労動者の健康確保対策については、健康診断の確実な実施とその結果に基づく事後措置の徹底、過重労働防止対策に係る医師の面接指導の実施など、鳥取産業保健推進センター、各地域産業保健センター等と連携し、以下の対策を推進する。

(1) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害の防止対策()

ア メンタルヘルス対策

- (ア)「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の普及・啓発を図ると ともに、同指針に基づくメンタルヘルスケアの積極的な推進を図る。
- (イ)鳥取産業保健推進センター、各地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス に関する相談・研修の利用促進を図る。
- (ウ)自殺予防については、「職場の自殺予防マニュアル」の活用等により、労働者の 自殺予防に必要な知識の普及・啓発を図る。
- イ 過重労働による健康障害防止対策

長時間労働の抑制対策を推進する。

長時間労働による疲労の蓄積が認められる者に対し、義務化された全ての事業場において医師による面接指導及びその結果に基づく措置の徹底を図るため、産業医の選任義務を有する事業場における事後措置の徹底を図るとともに、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においても面接指導及びその結果に基づく措置が適切に実施されるよう、地域産業保健センターの利用勧奨を図る。

## (2) 産業保健活動、健康づくり対策

- ア 産業医や衛生管理者等の活動が重要であることから、その選任及び職務遂行の徹 底を図る。
- イ 産業医の衛生委員会への出席、職場巡視の実施等産業医活動の活性化を図る。
- ウ 産業医その他の産業保健関係者を支援する鳥取産業保健推進センター、各地域産 業保健センターについて、引き続き利用促進を図る。
- エ 心とからだの健康づくり(THP)の推進を図るため、関係機関との連携等によりTHPの普及を図る。

## (3) 快適職場づくり対策

- ア 快適職場づくりを積極的に推進するため、快適職場推進計画認定制度の一層の普及定着を図るとともに、快適職場づくりのための継続的かつ計画的な取り組みを促進する。
- イ 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の周知により職場における分煙 対策を推進し、受動喫煙の防止対策の一層の推進を図る。

#### 9 安全衛生管理対策の強化

## (1)安全衛生教育の効果的な推進等

ア 雇入時等の安全衛生教育の徹底等

**経験年数が**短い労働者が被災する労働災害の割合が増加していること等を踏まえて、 雇入時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底を図るとともに、危険感受性向上教育 の促進を図る。

## イ 熟練労働者からの知識、技能等の伝承の促進

団塊の世代の大量退職等により、安全衛生分野の知識、技術、ノウハウの喪失が懸念されること等から、今後本省において作成される「IT技術を活用した安全衛生管理手法」の普及促進等を図る。

## ウ 安全衛生担当者の能力向上

安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育を促進する。

工「危険性又は有害性等の調査等」に係る人材養成の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進のため、事業場内の担当者の養成、事業場担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

#### (2)中小規模事業場対策の推進

中小規模事業場に対して、あらゆる機会を利用して安全衛生に対する認識の向上を 図るとともに、労災防止指導員等を活用して、中小規模事業場を対象とした安全衛生 対策の普及、そのための支援等を推進する。

## (3)就業形態の多様化等に対する対策

派遣労働者、請負労働者及び短時間労働者に係る労働災害の防止を図るため、派遣元及び派遣先事業場に対し安全衛生管理責任の所在について周知を図るとともに雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育の徹底及び危険感受性向上教育の促進を図る。

#### (4) 高年齢労働者対策等の推進

高年齢労働者の身体的特性に配慮した安全衛生対策は、全ての労働者の労働災害防止にも資するものであり、作業環境、作業方法等の改善及び快適職場の形成等を促進する。

また、母性保護の見地から、妊産婦の危険有害業務の就業制限の徹底を図る。

#### 10 関係機関との連携

(1) 労働災害防止団体等の活動の促進

労働災害防止団体等が、事業場等のニーズを踏まえた有効な支援を進める等、独自に行う安全衛生活動を推進することを促進する。特に、労働災害防止団体が、関係業種の実態を踏まえ、本計画等を踏まえた効果的な事業展開を図るため、各関係業種別の目標を含む計画を策定し、「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進等、中小規模事業場への安全衛生対策の普及に配慮しつつ労働災害防止活動に取り組むことを促進する。

## (2)関係行政機関との連携

交通労働災害防止対策、石綿障害予防対策等については、安全、環境、健康等の他の 行政施策との連携によって、効果的に推進することができる場合が多いことから、他の行政 機関との緊密な連携を図る。